令和８年（フ）第１１９号
宮城県牡鹿郡女川町宮ケ崎字川尻４番地の17
債務者　丹野　志穂
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１２８号
宮城県石巻市田道町２丁目６番８号
債務者　丹野ヤイ子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
秋田市東通明田９番17号
債務者　鎌田　京子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８７号
秋田市土崎港北一丁目４番６号
債務者　小野　　章
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６１号
秋田県能代市西通町14番19号
債務者　渡辺　由香
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第１６３号
福島県いわき市内郷綴町榎下40番地の４
コーポアシストⅦ－Ｅ、従前の住所福島県いわき市久之浜町西一丁目１番地の１　市営住宅３－９
債務者　小泉　直江（旧姓杉本）
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２９８号
茨城県那珂市菅谷3224番地　サニーフラットＢ棟101号室
債務者　薗部　節子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２１５号
茨城県石岡市若松一丁目８番３－305号　グランドハイツ府中、前住所茨城県石岡市府中二丁目８番23号　ＳＢテラス石岡総社
債務者　岡野　拓也
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２２８号
千葉県四街道市下志津新田2545番地49　メゾンコスモ102
債務者　安西　美雪（旧姓大須賀）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２３０号
千葉県白井市富士28番地の73
債務者　臼井　久美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２３６号
千葉県富里市七栄538番地９（メルシーⅠ203）
債務者　森泉　幸子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１６８７号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目10番７号　メゾン西寺尾Ⅱ　104号
債務者　清水みづき
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７６９号
横浜市神奈川区栄町11番地１　グリフィン横浜ポートサイド303号
債務者　新美　伊吹
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８２８号
神奈川県大和市福田１丁目９番地４　ライオンズマンション桜ケ丘駅前608号
債務者　竹内　秀雄
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９９６号
横浜市南区永田東２丁目37番21号　ファミリーホーム202
債務者　渡邉　直之
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０２５号
横浜市鶴見区馬場１丁目８番25号　ユナイト鶴見クッキー・アン202号室
債務者　塚田　真梨
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０７３号
神奈川県大和市上草柳170番地１　ジュネス泉の森102
債務者　矢吹　光子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部